

## 監査委員 告示 第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき定期監査を行ったので、その結果報告書を同条第 9 項の規程により公表します。

平成 21 年 5 月 21 日

塩竈市監査委員 高橋 洋一

塩竈市監査委員 鈴木 昭一

### 定期監査結果報告書

- 1 . 監 査 の 対 象            市民生活部浦戸交通課
- 2 . 監 査 実 施 場 所        対象課内
- 3 . 監 査 実 施 期 間        平成 21 年 4 月 9 日から同年 4 月 10 日まで
- 4 . 監 査 の 方 法

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を徴収した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約・研修状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

#### 5 . 監 査 の 結 果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執行、並びに、事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、監査の過程で、一部改善または留意すべき点が見受けられたので、講評等の場において、関係職員に改善・検討されるよう要望した。